

給食業務委託仕様書（案）

1 委託内容

- (1) 以下の点に考慮し、栄養のバランスの取れた献立の作成に関すること。
 - ①成長期の寮生（対象年齢を 18 才～20 才）の心身の発達に適した食事を提供することとし、食事摂取基準に基づく適正な栄養管理を行うこと。
 - ②食材素材の安全性が信頼できる食事を提供すること。
 - ③季節感のある食事を提供し、適宜、季節感が感じられる「行事食等」を組み入れるよう努力すること。
 - ④定期的に寮生の希望を聞き、甲と調整し対応すること。
 - ⑤献立表には、「塩分」「カロリー」「カルシウム」「蛋白質」及び「脂質」の摂取量を表示すること。
 - ⑥各食事の内容は、それぞれの食材費を有効に活用し、企画提案メニューに沿って適切なものとする。
- (2) 給食に供する主食及び副食の調理（盛りつけ含む）並びに配膳、下膳に関すること。
- (3) 給食材料等の購入、検収及び保管に関すること。
- (4) 厨房及び食堂の清掃、整理整頓、衛生管理の徹底に関すること。
- (5) 寮生の食生活指導に関すること。
 - ①寮生に対し、食事時の礼儀や後かたづけなどに関して具体的な指導を行うこと。
 - ②寮生の食物アレルギーへの対応、また、寮生が病気の際、その病状に合った食事を対応すること。
 - ③三食の食事提供の他に、日常生活での声掛け等、寮生とコミュニケーションをはかること。

2 業務報告

乙は、その日の委託業務終了の都度、別に定める業務日誌に所要の事項を記載し、甲に提出する。

3 業務の確保

- (1) 乙は、給食業務の円滑な運営を確保するため、調理業務従事者を定め、また、関係法令に基づいた人員配置を行い、業務遂行に万全を期すこと。
- (2) 調理業務従事者は、年間を通じ継続して勤務できる者とする。
- (3) 調理業務従事者に係る健康診断等は、検便検査を必須事項とし、その他は必要に応じて受検させなければならない。
- (4) 責任者は定期的に巡回し、調理従事者の指導にあたり円滑な業務遂行に努めること。

4 食事の安全管理及び質の確保

- (1) 食事の提供にあたっては、食品衛生法その他関係法令を遵守し、適切な安全管理を

行うものとする。

- (2) 年3回（5月、9月、1月）程度、寮生に食事に関するアンケートを実施し、集計結果を甲に提出するものとする。その内容に基づき改善の必要が生じた場合、または甲が改善を申し入れた場合は速やかに対策を講ずること。

5 給食委員会

- (1) 食事に関するアンケート実施後、給食委員会を開催し、その際は、調理業務従事者の他に、献立作成担当の栄養士もしくは賄材料購入担当職員が必ず参加すること。
- (2) アンケート結果を基に給食内容について検討する。
- (3) 委員会において給食内容の改善の必要性が生じたときは、委員会から業務受託者に対し文書、もしくは口頭で改善点を通知する。
- (4) 年1回、2回目のアンケート集計後に実施する。

なお、上記の実施時期以外に校長が特に必要と認めた場合は、随時開催することができる。

6 調理等従事者

栄養士または調理師の配置は、関係法令に基づくこと。

7 給食数

朝 25 食程度 昼 40 食程度 夕 25 食程度

（参考）寮生定員 25 名（平成 31 年度入寮予定者 25 名）

職員数 28 名

学生定員 140 名（平成 31 年度学生予定者 82 名）

8 給食時間

朝食 7:30～8:00、昼食 12:00～13:15、夕食 17:30～18:30

ただし、夕食については甲が事前連絡することにより最大1時間程度まで延長できるものとする。

9 給食日

別紙「平成 31 年度福島県立テクノアカデミー会津 学生寮給食業務年間予定表」のとおり。ただし、協議の上、実施日の振替や変更を行うことができるものとする。

10 献立

朝、夕食は1種類とする。昼食は2種類から選択できるものとし、1週間分のメニュー表を前週の木曜日までに甲に提出することとする。

11 食事代（税込み額）

朝食 350 円、昼食 350 円、夕食 480 円とする。

12 貸与物件

厨房機器設備一式及び給食用備品一式

13 その他

○寮保護者会

- (1) 寮生の食事代は、学生寮保護者会長が支払う。その際、実際に提供した食数に応じて請求するものとする。
- (2) 寮生食事代（税込み額） 朝食 350 円、昼食 350 円、夕食 480 円 各最大 25 名分
- (3) 寮生の校外行事の際のお弁当
- (4) 入学式、卒業式の日における保護者への食事提供
- (5) 寮行事の際、通常の食事に代えて、指定のメニュー（焼き肉材料、すし、鍋物、オードブル、ケーキ等）の提供をお願いする場合がある。（別請求）

○後援会

- (1) 通学生等が利用する場合の昼食代は、税込み 350 円（1 日 10～25 食程度）とし、食券を販売し、提供するものとする。その際の食券は、1 枚から販売するものとする。
また、契約期間満了等で使用できなくなる食券は、精算し、購入者に返金する。
- (2) 通学生が補習等により夕食が必要となった場合、または、アパートに住む学生が、年間を通じて朝食・昼食・夕食を希望する場合は、甲、乙協議の上、食事提供の可否を決定する。
- (3) 球技大会等で学生全員分（寮生含む）のお弁当提供をお願いする場合もある。（150 食程度）

14 施設平面図

別紙のとおり

(別紙)

